

条例環境影響評価準備書等に関する公聴会開催のお知らせ

令和7年1月17日

川崎市環境影響評価に関する条例第23条第2項の規定に基づき、次のとおり条例環境影響評価準備書等に関する公聴会（以下「条例公聴会」という）を開催いたします。

開 催 日 時	令和7年2月2日（日）午前10時00分開始 （傍聴受付時間：午前9時45分～9時55分）
開 催 場 所	会場名 川崎市役所 本庁舎 2階ホール 所在地 川崎市川崎区宮本町1番地
指定開発行為の名称及び種類	名称：等々力緑地再編整備・運営等事業 種類：都市計画法第4条第12項に規定する開発行為（第1種行為）、埋立て（第3種行為）、商業施設の新設（第1種行為）、大規模建築物の新設（第1種行為）
意見を聴こうとする事項	地球環境、大気、騒音・振動・低周波音、生物、緑、人と自然とのふれあい活動の場、景観、構造物の影響、コミュニティ施設、地域交通、環境配慮項目
公 述 人 数	あらかじめ公述の申出があった11名
傍 聴 に つ い て	
1 傍聴受付について ・受付時間 9時45分～9時55分 ・傍聴定員 70名（先着順） ・来場は公共交通機関をご利用ください。 2 傍聴人の遵守事項 ・傍聴人は発言できません。 ・傍聴人は、係員の指示に従うとともに、次の事項を守り、静穏に傍聴してください。これらの事項を遵守しない場合、議長の権限により退場を命ずることができます。 - ア 会場における発言に対して、拍手その他の方法により賛否を表明するような行為は行わないこと。 - イ ゼッケン及びたすき等の着用、旗及びプラカード等の掲出その他の示威的行為をしないこと。 - ウ 会場内でビラ等の配布はしないこと。 - エ 他の傍聴人の迷惑になるような行為をしないこと。 - オ 会場において撮影、録音その他これらに類する行為をしないこと。 - カ 条例公聴会開催中に食事をしないこと。 - キ その他会場の秩序を乱し、又は運営の妨げとなるような行為をしないこと。 3 終了時刻について 終了は16時頃の見込みですが、当日の状況により前後します。	
会 議 録 に つ い て	環境影響評価に係る事項の公述を会議録に取りまとめ、開催の翌月中までにホームページで公開します。
ホ ー ム ペ ー ジ	等々力緑地再編整備・運営等事業に係る環境影響評価の現状状況 https://www.city.kawasaki.jp/300/page/0000150380.html 検索 等々力緑地 環境影響評価
備考（「条例公聴会」とは）	
・市は、申出があり、必要があると認めるときは、条例公聴会を開催します。 ・あらかじめ申出をした者から選定された公述人が、環境影響評価に係る事項に関する意見を公述します。 ・指定開発行為者（事業者）は、指定開発行為に係る環境影響評価項目に関する見解を述べます。 ・条例公聴会は、公述人以外の発言は認められません。 ・市は、今後、条例環境影響評価準備書について環境の保全の見地から審査して条例環境影響評価審査書を作成します。条例環境影響評価審査書を作成するときに、条例公聴会における意見について考慮します。	
問合せ先 川崎市環境局環境対策部環境評価課（電話 044-200-2156 ファクス 044-200-3921）	